

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	枚方市教育委員会 学校保健安全法第24条の援助に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市教育委員会は、学校保健安全法第24条の援助に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

枚方市教育委員会

## 公表日

令和8年3月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	学校保健安全法第24条の援助に関する事務
②事務の概要	<p>・学校保健安全法第24条の規定に基づき、要保護及び準要保護の児童生徒に対し、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病(学校病)の治療のための医療に要する費用の援助を行っている。</p> <p>・行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。</p> <p>①学校病に罹患した児童生徒の保護者が、学校に学校医療券の交付を申請</p> <p>②学校は、要保護者名簿及び就学援助認定者名簿により対象児童生徒であることを確認</p> <p>③保護者から必要事項を聞き取り、学校医療券を発行</p> <p>④学校は、発行内容を児童生徒医療券交付台帳に記載</p> <p>⑤学校病の治療時に、医療機関に学校医療券を提出(学校病治療に係る患者負担は無償)</p> <p>⑥医療機関は、学校医療券に必要事項を記入し患者負担相当額を市に請求</p> <p>⑦市は医療機関から学校医療券を受理</p> <p>⑧市が医療機関からの請求に基づき患者負担相当額を支払</p>
③システムの名称	学事情報システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
医療券情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 別表40項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠):(42、125、161の項) (情報照会の根拠):(63の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	枚方市教育委員会 学校教育部 学校支援課
②所属長の役職名	学校支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号573-1159 大阪府枚方市車塚1丁目1番1号 枚方市教育委員会 学校教育部 学校支援課 050-7105-8043

9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月23日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月23日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、申請者本人からのマイナンバー提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。	

9. 監査	
実施の有無	[ ] 自己点検                    [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査                    [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    十分に行っている    ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p> </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    特に力を入れている    ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへのアクセス権限について、生体認証とID・パスワードにより権限のない者の制御を行っている。</li> <li>・対象業務メニューへのアクセス制御を行っている。</li> </ul>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月22日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	石田 英生	課長	事後	
平成31年2月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月22日	IVリスク対策	なし	項目追加	事後	
令和8年3月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一27項 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第23条	番号法別表40項	事後	
令和8年3月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠):(26項、87項) (情報照会の根拠):(38項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):(19条、44条) (情報照会の根拠):(24条)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠):(42、125、161の項) (情報照会の根拠):(63の項)	事後	
令和8年3月27日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	課長	学校支援課長	事後	
令和8年3月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	郵便番号573-1159 大阪府枚方市車塚1丁目1番1号 枚方市教育委員会 学校教育部 学務課	郵便番号573-1159 大阪府枚方市車塚1丁目1番1号 枚方市教育委員会 学校教育部 学校支援課 050-7105-8043	事後	
令和8年3月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和8年3月23日時点	事後	
令和8年3月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	新規項目	十分である		
令和8年3月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	新規項目	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、申請者本人からのマイナンバー提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。		
令和8年3月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	新規項目	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策		
令和8年3月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	新規項目	特に力を入れている		
令和8年3月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	新規項目	・システムへのアクセス権限について、生体認証とID・パスワードにより権限のない者の制御を行っている。 ・対象業務メニューへのアクセス制御を行っている。		